

木曽川水系治水協定を締結しました。

～ 事前放流の実施に向けて ～

(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取り組み)

1. 概要

木曽川水系ダム管理連絡調整協議会では、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、木曽川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化の基本方針や事前放流の実施方針等を含む治水協定（案）について、電子メール等による協議を実施し、水系内の全ての既存ダム（45ダム）を対象として、本日（令和2年5月29日）付けで治水協定を締結しました。

現在、木曽川水系内のダムが洪水調節に利用している容量（洪水調節容量）は、全体で最大約2億5,300万 m^3 ですが、今回の治水協定の締結により、新たに最大約3億100万 m^3 の洪水調節可能容量が確保され、合計最大約5億5,400万 m^3 となり、洪水調節に利用可能な容量は、約2倍に増加することとなります。

なお、大型の台風が接近する場合など、ダムの容量を確保して洪水調節機能を向上させるため、ダム操作が今までより早まることがありますので、河川やダムの情報には十分注意して下さい。

今後、治水協定に記載された内容の速やかな実施に向け、引き続き関係機関での調整を実施してまいります。

添付資料

- ・別紙1：木曽川水系治水協定
- ・別紙2：木曽川水系の洪水調節機能強化の概要
- ・別紙3：木曽川水系ダム管理連絡調整協議会会長コメント（要旨）

2. 治水協定締結の経緯

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、政府の「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において、令和元年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められ、その中で、「河川管理者である国土交通省（地方整備局等）と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者を言う。）との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、（略）治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。」とされました。

木曽川水系においても、この基本方針に基づき、河川管理者と全ての既存ダム関係機関が連携して取組を進めるため、本年3月10日に「木曽川水系ダム管理連絡調整協議会」が設立されています。

木曽川水系ダム管理連絡調整協議会では、折からの新型コロナウイルス感染拡大を受け、会議形式での協議に代えて、電子メール等を利用し、治水協定の締結に向けた関係機関との調整・協議を行って参りましたが、この度、全ての既存ダムで協定締結が合意されました。

3. 同時配布 中部地方整備局記者クラブ、
長野県庁記者クラブ、木曾合同庁舎記者室、岐阜県政記者クラブ、
三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省中部地方整備局
木曾川上流河川事務所

担当：総括保全対策官 岩田 幸雄
占用調整管理官 児玉 頼久

TEL 058-251-1321 (代表)

FAX 058-251-6581

木曾川水系治水協定

一級河川木曾川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所は、気象庁から木曾川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・中部地方整備局木曾川上流河川事務所は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁からの発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、中部地方整備局木曾川上流河川事務所（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、長野県、岐阜県、愛知県、三重県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水

利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書35通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

※ 協定締結者は8ページの一覧をご参照下さい。

ダム	洪水調節容量 (万 m ³)	洪水調節可能容量※ (万 m ³)	基準降雨量 (mm)
丸山ダム	2,017.0	987.6	230
横山ダム	2,960.0	27.2	320
岩屋ダム	5,000.0	7,391.2	230
阿木川ダム	1,600.0	1,841.6	230
味噌川ダム	1,200.0	1,296.0	210
徳山ダム	12,300.0	3,365.7	320
岩村ダム	8.0	7.0	230
中野方ダム	20.0	9.0	230
大ヶ洞ダム	22.0	7.2	230
阿多岐ダム	155.0	65.7	210
牧尾ダム	0	917.2	230
打上調整池	0	9.9	320
三浦ダム	0	2,205.7	230
王滝川ダム	0	30.4	230
常盤ダム	0	50.5	230
木曾ダム	0	196.0	230
伊奈川ダム	0	32.1	230
読書ダム	0	174.6	230
山口ダム	0	125.4	230
落合ダム	0	177.2	230
大井ダム	0	637.8	230
笠置ダム	0	705.5	230
兼山ダム	0	777.0	230
今渡ダム	0	954.2	230
高根第一ダム	0	3,363.0	230
高根第二ダム	0	533.1	230
朝日ダム	0	1,267.4	230
久々野ダム	0	61.5	230
秋神ダム	0	1,179.6	230

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※ (万 m3)	基準降雨量 (mm)
東上田ダム	0	59.9	230
下原ダム	0	96.1	230
西村ダム	0	1.8	230
馬瀬川第二ダム	0	497.7	230
川辺ダム	0	364.6	230
川浦ダム	0	0	210
川浦鞍部ダム	0	0	210
久瀬ダム	0	137.9	320
西平ダム	0	113.4	320
上大須ダム	0	160.0	320
高橋谷ダム	0	0	320
神岳ダム	0	9.0	320
松野ダム	0	163.8	230
谷山農地防災ダム	0	15.4	230
小淵農地防災ダム	0	41.3	230
不破北部ダム	0	97.8	320

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³)
—	—	—

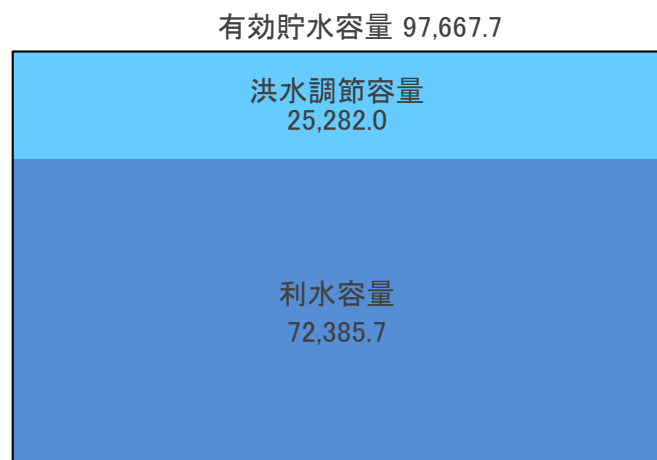
締結者一覧 (35 者)

- ・国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
- ・国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
- ・長野県建設部
- ・岐阜県県土整備部
- ・国土交通省中部地方整備局丸山ダム管理所
- ・独立行政法人水資源機構中部支社事業部
- ・独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所
- ・独立行政法人水資源機構岩屋ダム管理所
- ・独立行政法人水資源機構阿木川ダム管理所
- ・独立行政法人水資源機構味噌川ダム管理所
- ・独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所
- ・独立行政法人水資源機構三重用水管理所
- ・関西電力株式会社
- ・中部電力株式会社
- ・イビデン株式会社
- ・垂井町
- ・可児川防災等ため池組合
- ・可児土地改良区
- ・農林水産省東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所
- ・長野県企業局
- ・岐阜県水道事業（都市建築部）
- ・岐阜県農政部
- ・愛知県企業庁
- ・愛知県農林基盤局
- ・三重県農林水産部
- ・名古屋市上下水道局
- ・恵那市
- ・下呂市
- ・各務原市

- 八百津町
- 愛知用水土地改良区
- 入鹿用水土地改良区
- 木曾川用水右岸土地改良区連合
- 西濃用水土地改良区連合
- 三重用水土地改良区

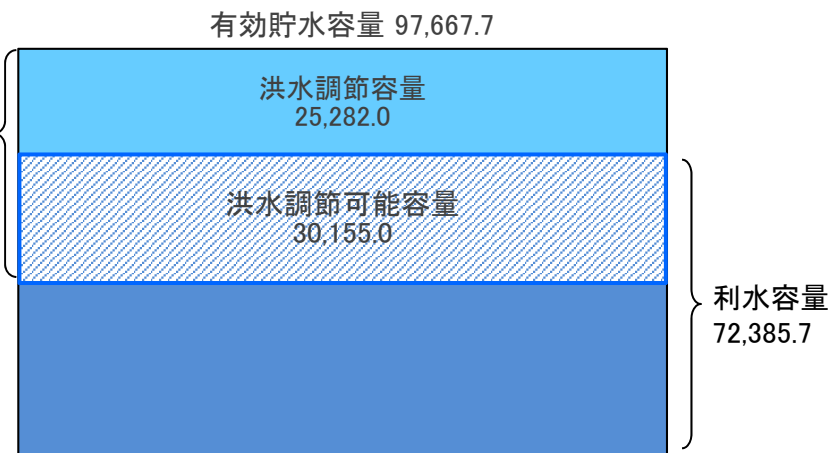
- 木曽川水系の既存ダムは45ダムで、有効貯水容量の合計は約9億7,600万 m^3 。
- このうち、洪水調節容量は10ダムに合計最大約2億5,300万 m^3 確保されており、有効貯水容量の約26%となっている。
- 今回の治水協定の締結により、42ダムにおいて最大で約3億100万 m^3 の洪水調節可能容量が確保されることとなり、洪水調節に利用可能な容量は、有効貯水容量の約57%まで強化。

○現在の木曽川水系の状況

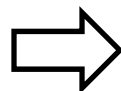


洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約26%

○治水協定締結後の状況



洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約57%まで強化



※数値はいずれも木曽川水系の合計であり、単位は万 m^3

木曽川の洪水調節機能強化の概要

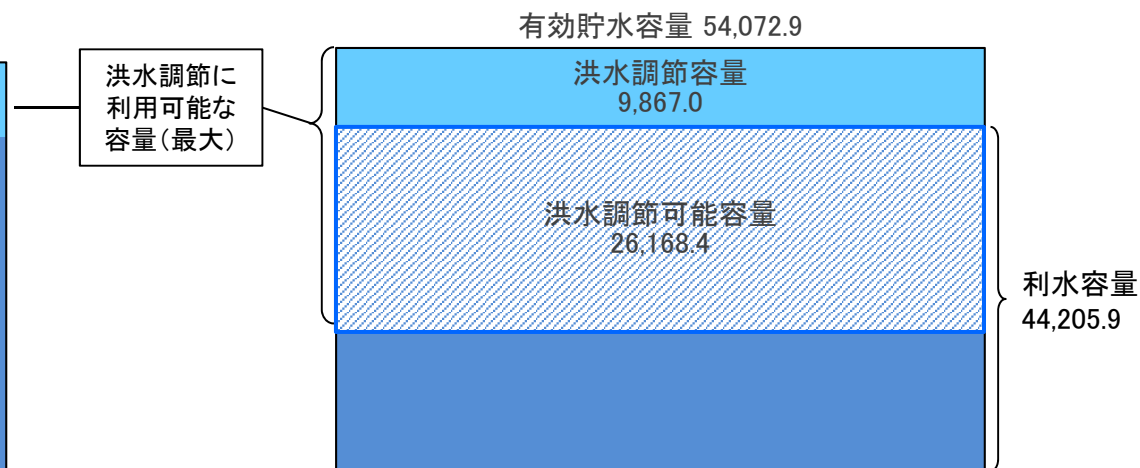
- 木曽川の既存ダムは33ダムで、有効貯水容量の合計は約5億4,000万 m^3 。
- このうち、洪水調節容量は7ダムに合計最大約9,800万 m^3 で確保されており、有効貯水容量の約18%となっている。
- 今回の治水協定の締結により、33ダムにおいて最大で約2億6,100万 m^3 の洪水調節可能容量が確保されることとなり、洪水調節に利用可能な容量は、有効貯水容量の約67%まで強化。

○現在の木曽川の状態



洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約18%

○治水協定締結後の状態



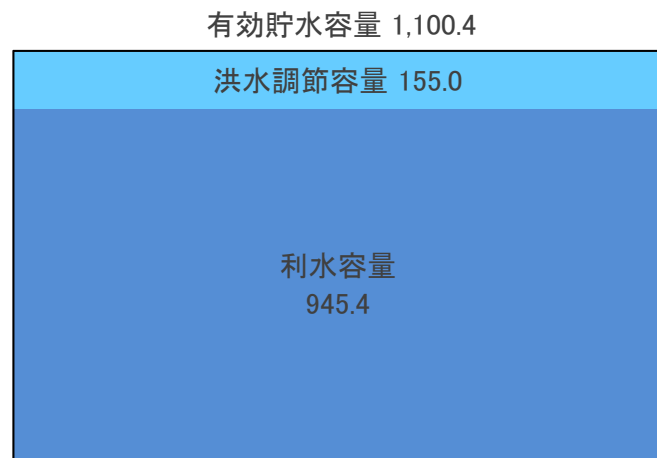
洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約67%まで強化

※数値はいずれも木曽川の合計であり、単位は万 m^3

長良川の洪水調節機能強化の概要

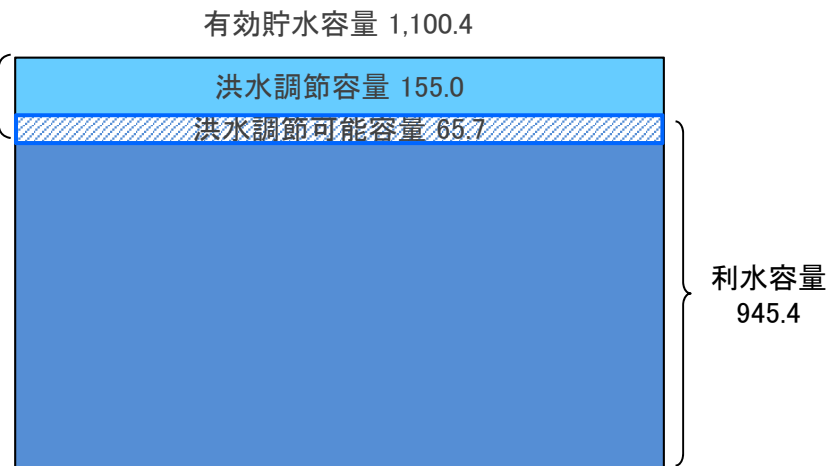
- 長良川の既存ダム3ダムで、有効貯水容量の合計は約1,100万m³。
- このうち、洪水調節容量は1ダムに最大約155万m³確保されており、有効貯水容量の約14%となっている。
- 今回の治水協定の締結により、1ダムで最大で約65万m³の洪水調節可能容量が確保されることとなり、洪水調節に利用可能な容量は、有効貯水容量の約20%まで強化。

○現在の長良川の状況



洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約14%

○治水協定締結後の状況



洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約20%まで強化

※数値はいずれも長良川の合計であり、単位は万m³

揖斐川の洪水調節機能強化の概要

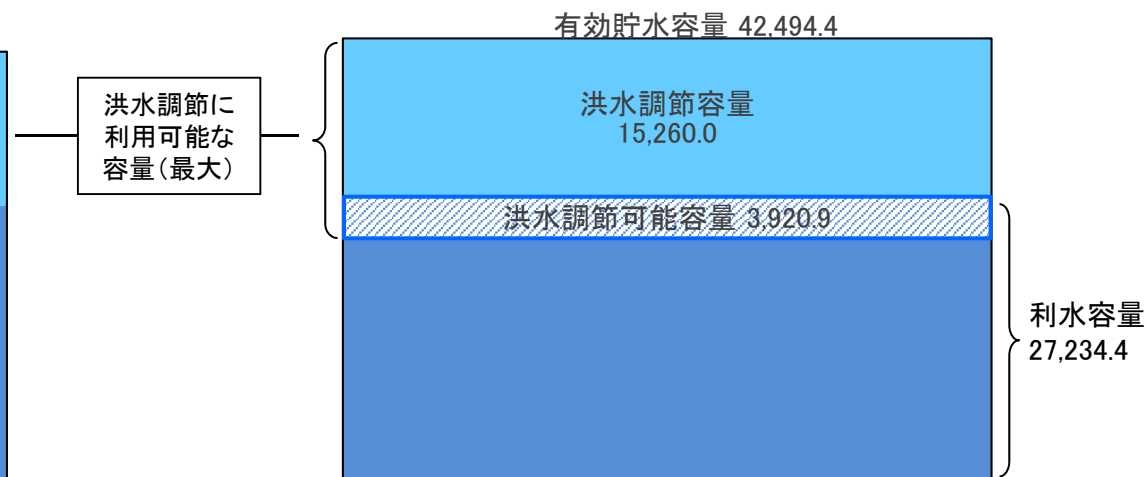
- 揖斐川の既存ダムは9ダムで、有効貯水容量の合計は約4億2,500万 m^3 。
- このうち、洪水調節容量は、2ダムに合計最大約1億5,200万 m^3 確保されており、有効貯水容量の約36%となっている。
- 今回の治水協定の締結により、8ダムで最大で約3,900万 m^3 の洪水調節可能容量が確保されることとなり、洪水調節に利用可能な容量の合計は、有効貯水容量の45%まで強化。

○現在の揖斐川の状態



洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約36%

○治水協定締結後の状態



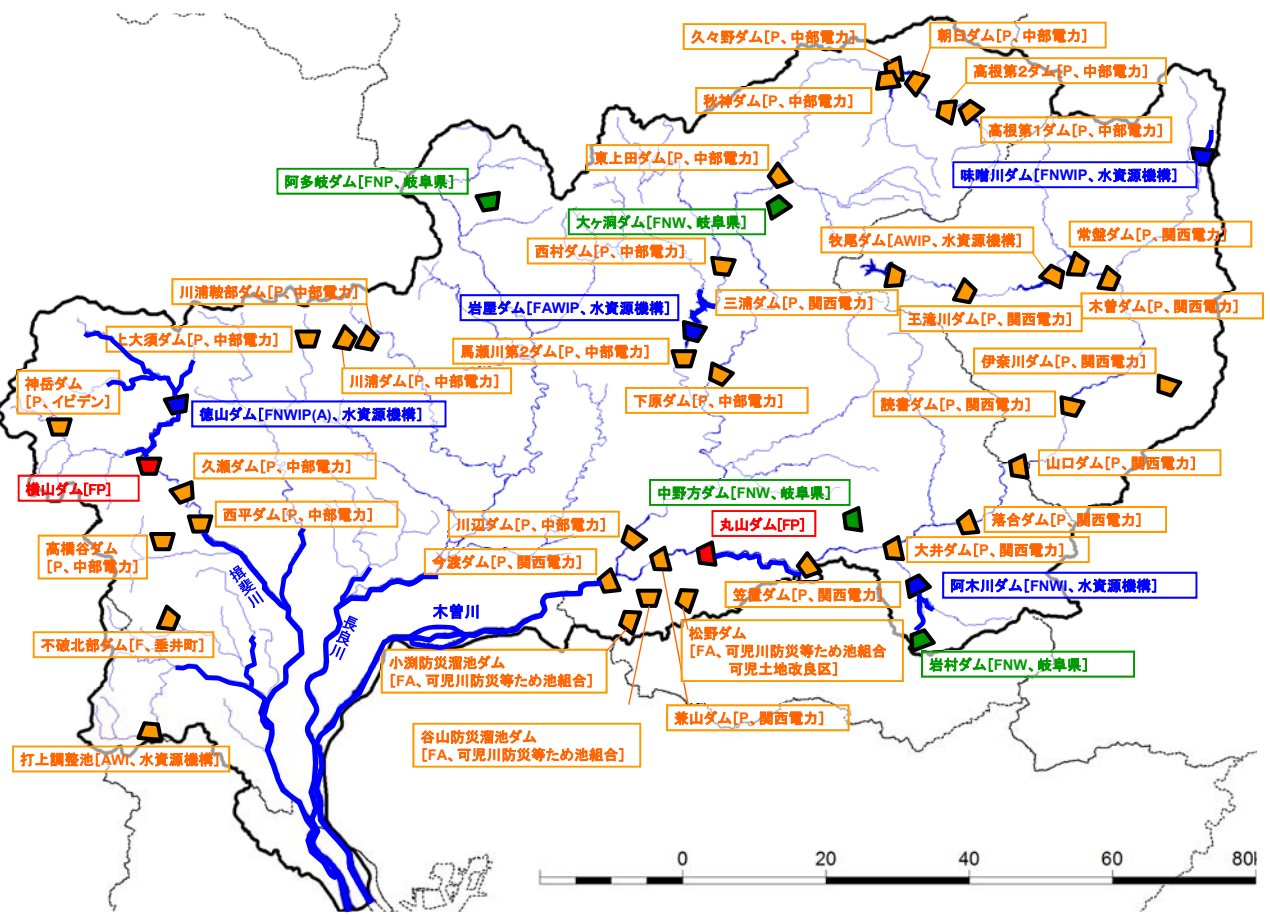
洪水調節に利用可能な容量
有効貯水容量の約45%まで強化

※数値はいずれも揖斐川の合計であり、単位は万 m^3

木曾川水系の既設ダム

ダム諸元					
ダム名	目的	管理者	有効貯水容量 [万m ³]	洪水調節容量 (最大) [万m ³]	備考
丸山	FP	中部地方整備局	3,839.0	2,017.0	
横山	FP	中部地方整備局	3,000.0	2,960.0	
岩屋	FAWIP	水資源機構	15,000.0	5,000.0	
阿木川	FNWI	水資源機構	4,400.0	1,600.0	
味増川	FNWP	水資源機構	55,000	1,200.0	
徳山	FNWP(A)	水資源機構	38,040.0	12,300.0	
阿多岐	FNP	岐阜県	205.0	155.0	
岩村	FNW	岐阜県	16.0	8.0	
大ヶ洞	FNW	岐阜県	34.0	22.0	
中野方	FNW	岐阜県	37.1	20.0	
山口	P	関西電力(株)	115.7	0	
読書	P	関西電力(株)	168.5	0	
木曾	P	関西電力(株)	165.8	0	
常盤	P	関西電力(株)	40.6	0	
牧尾	AWIP	水資源機構	6,800.0	0	
三浦	P	関西電力(株)	6,416.6	0	
玉滝川	P	関西電力(株)	18.4	0	
伊奈川	P	関西電力(株)	30.8	0	
大井	P	関西電力(株)	671.1	0	
久瀬	P	中部電力(株)	100.2	0	
落合	P	関西電力(株)	91.4	0	
中平	P	中部電力(株)	122.2	0	
下原	P	中部電力(株)	68.4	0	
東上田	P	中部電力(株)	55.0	0	
笠置	P	関西電力(株)	649.3	0	
川辺	P	中部電力(株)	114.9	0	
高根第2	P	中部電力(株)	578.5	0	
久々野	P	中部電力(株)	39.5	0	
朝日	P	中部電力(株)	2,251.3	0	
馬瀬川第2	P	中部電力(株)	644.3	0	
秋神	P	中部電力(株)	1,697.6	0	
高根第1	P	中部電力(株)	3,401.3	0	
上大須	P	中部電力(株)	895.6	0	
川浦	P	中部電力(株)	895.4	0	
打上調整池	AWI	水資源機構	220.0	0	
松野	FA	可児川防災等ため池組合、 可児土地改良区	331.3	0	
兼山	P	関西電力(株)	405.5	0	
今渡	P	関西電力(株)	407.2	0	
西村	P	中部電力(株)	1.8	0	
高橋谷	P	中部電力(株)	3.6	0	
神岳	P	イビデン(株)	15.0	0	
川浦鞍部	P	中部電力(株)	0	0	
不破北部	F	垂井町	97.8	0	
小淵防災溜池	FA	可児川防災等ため池組合	55.2	0	
谷山防災溜池	FA	可児川防災等ため池組合	26.8	0	

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電

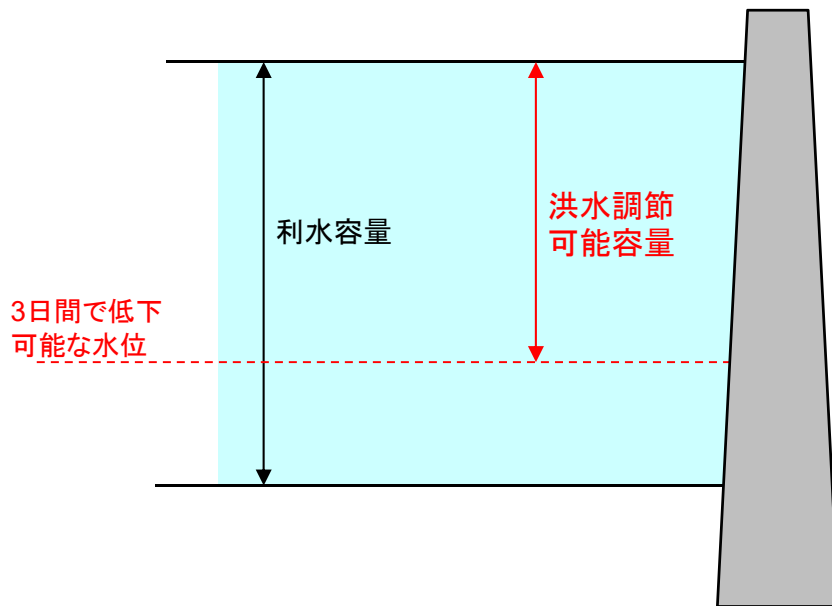


凡例	
	国土交通省所管(直轄管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(水機構管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	県境
	流域界
	大臣管理区間

(参考) 洪水調節可能容量と基準降雨量の設定について

- ・洪水調節可能容量については、台風等の3日前から貯水量を低下させて確保できる容量(最大値)として設定。
- ・基準降雨量については、事前放流を開始する際の基準となる雨量として、実績災害の降雨や河川の整備状況等を踏まえ設定。

■ 洪水調節可能容量のイメージ



利水として利用できる容量(利水容量)のうち、放流設備(洪水吐ゲートや利水放流管)からの放流により、3日間で確保できる容量。

■ 基準降雨量のイメージ

下流河川において、氾濫等の被害を生じさせるおそれのある規模の降雨



○各ダムの基準降雨量

河川名	基準降雨量
木曾川	(味噌川ダム以外) 230mm/48時間
	(味噌川ダム) 210mm/48時間
長良川	210mm/12時間
揖斐川	320mm/48時間

※河川やダム等の整備状況に応じて、見直しを実施していく。

会長コメント（要旨）

- ①木曾川水系ダム管理連絡調整協議会（令和2年3月10日設置）では、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、政府検討会議による「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づく「木曾川水系治水協定」の締結に向けて関係機関と調整・協議を行い、本日付けで協定を締結しました。
- ②協定の締結により、木曾川水系全体で洪水調節に利用可能な容量は、現在の約2倍になり、洪水調節機能が強化されます。
今回の治水協定の締結にあたり、関係機関の皆者のご理解とご協力に深く感謝いたします。
- ③今後、事前放流に際してのダムの操作方法を定める操作規程の変更や事前放流実施要領等の策定、ダム下流の関係地方公共団体への説明等に河川管理者、ダム管理者、関係利水者が引き続き連携して取り組み、今出水期における事前放流の運用開始を急ぎたいと思います。

令和2年5月29日

木曾川水系ダム管理連絡調整協議会

会長（中部地方整備局木曾川上流河川事務所長） 堀 与志郎